質問書提出

三月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

主権侵害及び二重基準政策に関する質問主意書（仲里利信提出）

答弁書受領

三月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田島一成提出商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出政府広報予算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出日独首脳会談後の記者会見に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出北方領土択捉島に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出富山強姦冤罪事件に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十日内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

参議院

議案提出

三月二十日議員から次の議案が提出された。

法人税法の一部を改正する法律案（大久保勉外九名発議）（参第三号）

議案受領（予備審査）

三月二十日内閣から次の議案が送付された。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一五号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五一号）

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第六号）

議案付託

三月二十日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

法人税法の一部を改正する法律案（大久保勉外九名発議）（参第三号）

財政金融委員会に付託

答弁書受領

三月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問に対する答弁書（第七二号）

参議院議員浜田和幸提出ＧＰＩＦの運用に関する質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員江口克彦提出訪日外国人に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員和田政宗提出村山内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書（第七五号）

参議院議員大久保勉提出財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問に対する答弁書（第七六号）

参議院議員藤末健三提出不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問に対する答弁書（第七七号）

報告書受領

三月二十日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

参議院情報監視審査会事務局規程

参議院情報監視審査会事務局規程は、三月十九日次のとおり決定された。

参議院情報監視審査会事務局規程

（所掌事務）

第一条　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報監視審査会の調査又は審査に資するための調査及び資料の作成に関すること。

二　情報監視審査会の会議に関すること。

三　情報監視審査会の会議録に関すること。

四　特定秘密の保管に関すること。

五　情報監視審査室及び情報監視審査会会長室の管理に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、情報監視審査会の庶務に関すること。

（課の設置等）

第二条　事務局に、総務課を置く。

2　総務課は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（課長）

第三条　総務課に、課長を置く。

2　課長は、事務局長の命を受け、課務を掌理する。

（事務局長等の任命）

第四条　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事（国会職員法第二十四条の四第一項の規定に基づく適性評価において情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限る。）の中からこれを命ずる。

（組織の細目）

第五条　前各条に定めるもののほか、事務局の組織の細目は、事務総長が定める。

附　則

この規程は、平成二十七年三月二十日から施行する。

辞令

参議院参事　岡留　康文

情報監視審査会事務局長兼務を命ずる

（委員部第二課長）参議院参事　伊藤　文靖

情報監視審査会事務局総務課長兼務を命ずる（以上三月二十日）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　関西館に所属する収集資料の証明の申請（収集資料の電磁的方法による複製の成果を用いて行うものに限る。）に関すること。

第五十一条第三号中「申込み」の下に「及び証明の申請（サービス企画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十一条第一項第一号及び第六十二条第一号中「第七十一条第八号」を「第七十一条第九号」に改める。

第六十六条第七号中「及び複写」を「、複写及び証明の申請」に改める。

第六十八条第十二号中「収集資料」の下に「及び第七十一条第六号の規定により収集した博士論文（以下この条において「博士論文」という。）」を加え、同条第十三号中「収集資料」の下に「及び博士論文」を加え、同条第十四号中「の閲覧用目録」を「及び博士論文の閲覧目録」に改める。

第七十一条第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四号中「インターネット資料」の下に「（博士論文を除く。）」を加え、同条第五号中「オンライン資料」の下に「（博士論文を除く。）」を加え、同条第六号中「（オンライン資料を除く。）」を削り、「こと。」の下に「収集書誌部及び」を加え、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「前三号」を「第四号及び第五号」に、「オンライン資料」を「オンライン資料及び博士論文」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八　第六号の規定により収集した博士論文の保存及びインターネット等を通じた提供に関すること。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。